

# けんぽQ & A Series 1

Q 「保険者」と「被保険者」はどう違うのですか？

また、「保険者番号」と「被保険者記号・番号」は、一緒ではないのですか？

A 「保険者」とは、健康保険の運営を主体とする「健康保険組合」であり、「被保険者」とは、健康保険に加入しケガや病気で給付を受けられる人のことをいいます。

「保険者番号」は、各企業で健康保険組合が設置されているところは、厚生省より地域ごとに番号が設けられます。

兵庫県内にある健康保険組合は「**0628**○○○○○」と8ケタの番号で**0628**から厚生省認可順に番号が振り分けられます。

**06**・・・法別番号      **28**・・・都道府県番号

○○○・・・保険者別番号      ○・・・CD番号となります。

「被保険者記号」は、当健康保険組合に加入している事業所（会社）に設けられたものが「記号」となり、各会社に在籍している人が、入社するときに設けられるのが「被保険者番号」になります。この番号は、在籍中に使用する個人番号となります。

人間ドック・給付や被扶養者の異動などで、当健康保険組合の申請書類に記入する場合の被保険者記号・番号は、それぞれ個人で所持している健康保険証の記号・番号を記入するとよいのです。